

第8 法人市民税関係帳票 C帳票レイアウト仕様書8

① 法人市民税確定・中間申告書 ※印字あり

- ・複写1枚目
- ・複写2枚目
- ・複写3枚目（表面）
- ・複写3枚目（裏面）
- ・複写1枚目 データ印字出力項目

② 法人市民税予定申告書 ※印字あり

- ・複写1枚目
- ・複写2枚目
- ・複写3枚目（表面）
- ・複写3枚目（裏面）
- ・複写1枚目 データ印字出力項目
- ・複写1枚目 データ印字出力項目

③ 法人市民税均等割申告書 ※印字あり

- ・複写1枚目
- ・複写2枚目
- ・複写3枚目（表面）
- ・複写3枚目（裏面）
- ・複写1枚目 データ印字出力項目
- ・複写1枚目 データ印字出力項目

④ 法人市民税納付書 ※印字あり

- ・複写1枚目／複写2枚目
- ・複写3枚目（表面）／複写3枚目（裏面）
- ・データ印字出力項目

⑤ 法人市民税申告書発送用封筒

- ・表面
- ・寸法・仕様

⑥ 法人市民税確定・予定申告書記載例

- ・表面
- ・裏面

⑦ 法人市民税課税標準の分割に関する明細書

- ・表面
- ・裏面

⑧ 均等割記載例

- ・表面
- ・裏面

⑨ 減免申請書

⑩ 減免申請依頼

⑪ 収益事業関係書類の提出について

- ・表面

⑫ 社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業判定票

- ・表面
- ・裏面

⑬ 法人市民税に関する案内文（大法人の電子申告義務化について）

- ・表面
- ・裏面

⑭ 通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

- ・表面
- ・裏面

※確定、予定、均等割申告書の区名印字位置の詳細は事前協議等で決まります。

① 法人市民税確定・中間申告書 複写2枚目

The diagram illustrates the layout of a tax form. On the left, a large grid is divided into sections with callouts. On the right, a smaller, more detailed view of a section of the form is shown, titled "法人市民税納付書" (Corporate Resident Tax Payment Book). The detailed view includes fields for "法人番号" (Corporate Number), "課税年度" (Tax Year), "納付額" (Payment Amount), and "支払期日" (Payment Due Date). It also features a table for "法人市民税" (Corporate Resident Tax) with columns for "課税所得" (Taxable Income), "課税率" (Tax Rate), and "課税額" (Tax Amount). The form is designed to be printed on a 6.8x7.8 inch sheet.

- ・納付書部分のサイズを 6.8→7.8 インチに
- ・「口座番号」「加入者」MS ゴシックに

① 法人市民税確定・中間申告書 複写3枚目(表面)

The form is titled '法人市民税確定・中間申告書' (Corporate Municipal Tax Determination and Interim Declaration). It includes a header section for company information, a large table for tax items, and a bottom section for payment details. The table contains columns for item names, amounts, and other tax-related data. The bottom section includes fields for the taxpayer's name, address, and contact information, along with a table for payment amounts.

- ・納付書部分のサイズを6.8→7.8インチに
- ・「口座番号」「加入者」MSゴシックに

① 法人市民税確定・中間申告書 複写1枚目 データ印字出力項目

ファイル名：a.TD ファイル仕様書 申告書（納付書一体形式）

(左面) 申告書部分			(右面) 送付先部分/納付書部分		
図示	項番	項目名	図示	項番	項目名
A5	-	令和	B1	AD20	RTXT 宛先郵便番号
A7	AD62	RTXT 郵便番号	B9	AD21	RTXT 宛先 7P1
A8	AD60	RTXT 所在地 9P1	B10	AD22	RTXT 宛先 7P2
A9	AD61	RTXT 所在地 9P2	B11	AD23	RTXT 宛先 7P3
A10	AD86	RTXT 支店所在地	B12	AD24	RTXT 宛先 7P4
A11	AD63	RTXT 名称カナ 7P	B13	AD25	RTXT 宛先 7P5
A12	AD64	RTXT 名称カナ 9P	B14	AD26	RTXT 宛先 7P6
A13	AD65	RTXT 名称 9P1	B15	AD27	RTXT 宛先 7P7
A14	AD66	RTXT 名称 9P2	B2	AD28	RTXT 宛先 9P1
A15	AD67	RTXT 名称 9P3	B3	AD29	RTXT 宛先 9P2
A16	AD91	RTXT 事業年度自西暦	B4	AD30	RTXT 宛先 9P3
A17	AD68	RTXT 事業年度自年	B5	AD31	RTXT 宛先 9P4
A18	AD69	RTXT 事業年度自月	B6	AD32	RTXT 宛先 9P5
A19	AD70	RTXT 事業年度自日	B7	AD33	RTXT 宛先 9P6
A20	AD92	RTXT 事業年度至西暦	B8	AD34	RTXT 宛先 9P7
A21	AD71	RTXT 事業年度至年	B16	AD35	RTXT バーコード
A22	AD72	RTXT 事業年度至月	B17	AD36	RTXT 連番
A23	AD73	RTXT 事業年度至日	B18	AD37	RTXT 範囲見出
A1	AD53	RTXT 整理番号	B19	AD38	RTXT 発行番号
A2	AD54	RTXT 宛名番号 1	B20	AD39	RTXT 納付郵便番号
A3	AD55	RTXT 宛名番号 2	B21	AD40	RTXT 納付所在地 1
A6	AD56	RTXT 法人番号	B22	AD41	RTXT 納付所在地 2
A4	AD57	RTXT 申告区分 1	B23	AD42	RTXT 納付名称 1
A25	AD58	RTXT 申告区分 2	B24	AD43	RTXT 納付名称 2
A24	AD74	RTXT 申告名称	B25	AD44	RTXT 納付年度
A26	AD75	RTXT 税割既納付額	B26	AD45	RTXT 納付処理事項
A27	AD76	RTXT 均等割既納付額	B27	AD46	RTXT 納付宛名番号
A28	AD77	RTXT 見込納付額	B28	AD48	RTXT 納付事業年度自
以下、仮の項番、項目名			B29	AD49	RTXT 納付事業年度至
		区名	B30	AD50	RTXT 納付申告選択
		区名	B31	AD51	RTXT 納付その他申告区分
		区名	B32	AD52	RTXT 納付納期限
		区名			
		区名			
		区名			
		区名			
		区名			
		区名			

②法人市民税予定申告書複写2枚目

・納付書部分のサイズを 6.8→7.8 インチに

・「口座番号」「加入者」MS ゴシックに

② 法人市民税予定申告書 複写3枚目 (裏面)

① 「法人市民税(予定)申告書」

② 「法人市民税(予定)申告書」

③ 「法人市民税(予定)申告書」

④ 「法人市民税(予定)申告書」

⑤ 「法人市民税(予定)申告書」

⑥ 「法人市民税(予定)申告書」

⑦ 「法人市民税(予定)申告書」

⑧ 「法人市民税(予定)申告書」

⑨ 「法人市民税(予定)申告書」

⑩ 「法人市民税(予定)申告書」

⑪ 「法人市民税(予定)申告書」

⑫ 「法人市民税(予定)申告書」

⑬ 「法人市民税(予定)申告書」

⑭ 「法人市民税(予定)申告書」

⑮ 「法人市民税(予定)申告書」

⑯ 「法人市民税(予定)申告書」

⑰ 「法人市民税(予定)申告書」

⑱ 「法人市民税(予定)申告書」

⑲ 「法人市民税(予定)申告書」

⑳ 「法人市民税(予定)申告書」

㉑ 「法人市民税(予定)申告書」

㉒ 「法人市民税(予定)申告書」

㉓ 「法人市民税(予定)申告書」

㉔ 「法人市民税(予定)申告書」

㉕ 「法人市民税(予定)申告書」

㉖ 「法人市民税(予定)申告書」

㉗ 「法人市民税(予定)申告書」

㉘ 「法人市民税(予定)申告書」

㉙ 「法人市民税(予定)申告書」

㉚ 「法人市民税(予定)申告書」

㉛ 「法人市民税(予定)申告書」

㉜ 「法人市民税(予定)申告書」

㉝ 「法人市民税(予定)申告書」

㉞ 「法人市民税(予定)申告書」

㉟ 「法人市民税(予定)申告書」

㊱ 「法人市民税(予定)申告書」

㊲ 「法人市民税(予定)申告書」

㊳ 「法人市民税(予定)申告書」

㊴ 「法人市民税(予定)申告書」

㊵ 「法人市民税(予定)申告書」

㊶ 「法人市民税(予定)申告書」

㊷ 「法人市民税(予定)申告書」

㊸ 「法人市民税(予定)申告書」

㊹ 「法人市民税(予定)申告書」

㊺ 「法人市民税(予定)申告書」

㊻ 「法人市民税(予定)申告書」

㊼ 「法人市民税(予定)申告書」

㊽ 「法人市民税(予定)申告書」

㊾ 「法人市民税(予定)申告書」

㊿ 「法人市民税(予定)申告書」

第20号の3様式記載要領

① この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に際する)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。)の法人税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

② この申告書は、事務所又は事業所所在地の市長に1通を提出すること。

③ 印の欄は記載しないこと。

④ 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

⑤ 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

⑥ 法人課税徴収の受託者が当該法人課税徴収について、この申告書を提出する場合によっては、「法人名」の欄には法人課税徴収の名称を併記すること。

⑦ 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2口若しくはハ(政令第45条の4において準用する政令第6条の24第2号又は第3号に定める金額に照る。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5口、ハ若しくはホ(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に照る。)に定める額を記載すること。

⑧ 「予定申告税額(①× $\frac{1}{100}$)②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の自第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(日に従い計算し、1月に満たない日数を生じたときは、1月とする。)から以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

⑨ 「清算親法人の事業年度の期算」の欄は、法人税法第2条第12号の7に規定する清算子法人が、当該事業年度開始の日に関する当該法人に係る清算親法人(同条第12、号の6の7に規定する清算親法人をいう。)の事業年度の期算を記載すること。

⑩ 「法第15条の4の徴収手受を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和2年旧法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による提出書に代えようとする法人が記載すること。

● 自治体からのお願い

① 電子計算機により処理していますので、印の欄には印の単位を併記してください。

② 申告書は3枚複写となり提出しますが、ワタシがずれないように注意して一枚一枚の切りは区別してください。

③ 所在地、法人名、代表者氏名を記載してください。

④ 電算処理上の項目を入力しますので、記載箇所は必ず必ず記入してください。

⑤ 所在地、名称が誤って印字されているときは、ご指摘ください。

⑥ 法人税において予定申告書によらず、中間の税法に基づいて申告書提出を要する場合は第2号の様式を提出することになりますので、お申しください。

◎問合せ先
 税務については - 市民税課 法人担当(電話053-457-2152)へ
 延滞金については - 税務総務課 収納担当(電話053-457-2261)へ

② 法人市民税予定申告書 複写1枚目 データ印字出力項目
 ファイル名 : b.TD ファイル仕様書 予定申告書 (納付書一体形式)

(右面) 納付書部分		
図示	項番	項目名
B1	BD20	RTXT 宛先郵便番号
B9	BD21	RTXT 宛先 7P1
B10	BD22	RTXT 宛先 7P2
B11	BD23	RTXT 宛先 7P3
B12	BD24	RTXT 宛先 7P4
B13	BD25	RTXT 宛先 7P5
B14	BD26	RTXT 宛先 7P6
B15	BD27	RTXT 宛先 7P7
B2	BD28	RTXT 宛先 9P1
B3	BD29	RTXT 宛先 9P2
B4	BD30	RTXT 宛先 9P3
B5	BD31	RTXT 宛先 9P4
B6	BD32	RTXT 宛先 9P5
B7	BD33	RTXT 宛先 9P6
B8	BD34	RTXT 宛先 9P7
B16	BD35	RTXT バーコード
B17	BD36	RTXT 連番
B18	BD37	RTXT 範囲見出
B19	BD38	RTXT 発行番号
B20	BD39	RTXT 納付郵便番号
B21	BD40	RTXT 納付所在地 1
B22	BD41	RTXT 納付所在地 2
B23	BD42	RTXT 納付名称 1
B24	BD43	RTXT 納付名称 2
B25	BD44	RTXT 納付年度
B26	BD45	RTXT 納付処理事項
B27	BD46	RTXT 納付宛名番号
B28	BD48	RTXT 納付事業年度自
B29	BD49	RTXT 納付事業年度至
B30	BD50	RTXT 納付申告選択
B31	BD51	RTXT 納付その他申告区分
B32	BD52	RTXT 納付納期限

③ 法人市民税均等割申告書 1枚目 ※印字あり

天

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

法人名称: 株式会社
 代表取締役: 代表取締役
 住所: 東京都千代田区千代田1-1-1
 支店: 東京都千代田区千代田1-1-1

令和XX年度 市民税の均等割申告書

納税者: 株式会社
 代表取締役: 代表取締役
 住所: 東京都千代田区千代田1-1-1
 支店: 東京都千代田区千代田1-1-1

納税額: 100,000円

納税期: 令和XX年X月X日

法人名称: 株式会社
 代表取締役: 代表取締役
 住所: 東京都千代田区千代田1-1-1
 支店: 東京都千代田区千代田1-1-1

納税額: 100,000円

納税期: 令和XX年X月X日

法人名称: 株式会社
 代表取締役: 代表取締役
 住所: 東京都千代田区千代田1-1-1
 支店: 東京都千代田区千代田1-1-1

納税額: 100,000円

納税期: 令和XX年X月X日

法人名称: 株式会社
 代表取締役: 代表取締役
 住所: 東京都千代田区千代田1-1-1
 支店: 東京都千代田区千代田1-1-1

納税額: 100,000円

納税期: 令和XX年X月X日

③法人市民税均等割申告書2枚目

The diagram illustrates the layout of the '2nd page of Corporate Resident Tax Equalization Declaration' form. It consists of two main parts: a flow diagram on the left and a detailed form layout on the right.

The flow diagram shows the sequence of sections: a header section, a main declaration section, a table for tax amounts, and a payment section. The detailed form layout on the right shows the specific fields and tables, including a header with '法人市民税納付書' and a table for tax amounts.

Key details from the form layout include:

- Header: 法人市民税納付書 (Corporate Resident Tax Payment Book)
- Table 1: Tax amounts table with columns for '法人税額' (Corporate Tax Amount), '均等割額' (Equalization Amount), and '合計' (Total).
- Table 2: Payment details table with columns for '口座番号' (Account Number), '加入者' (Participant), and '金額' (Amount).

- ・納付書部分のサイズを6.8→7.8インチに
- ・「口座番号」「加入者」MSゴシックに

③法人市民税均等割申告書3枚目(表面)

令和 年度 市民税の均等割申告書

納付書部分のサイズを 6.8→7.8 インチに
 ・「口座番号」「加入者」MS ゴシックに

③法人市民税均等割申告書3枚目(裏面)

1. 納税者の基本情報

項目	内容
納 税 者	有限会社(株)「株式会社」(〒111-0001)東京都千代田区千代田1-1-1 代表取締役 田中 太郎
納 税 課 目	法人市民税均等割
申 告 期	令和5年度(2024年) 第1回申告

※この申告は、納税者の住所が変更された場合にのみ提出してください。

● 納付金の支払方法

(1) この申告書は、市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人事業主(以下「納税者」という。)が、この申告書の提出期限までに提出すること。この申告書の提出期限は、令和5年4月15日(土)である。

(2) この申告書は、4月15日までに提出し、その提出期限までに提出しなかった場合は、延滞税を徴収すること。

(3) 「法人番号」欄には、法人番号(行番子続)に付する特定の法人を識別するための番号の桁等に関する記号(以下「法人番号」)を記載すること。

(4) 金額の単位は「円」である。金額は整数で記載すること。

○問い合わせ先

税 務 については - 市税課課長 田中(電話03-457-2152)

延滞金については - 税務課課長 田中(電話03-457-2261)

③法人市民税均等割申告書 複写1枚目 データ印字出力項目

ファイル名：c.TDファイル仕様書 均等割申告書（納付書一体形式）

(左面) 申告書部分			(右面) 送付先部分／納付書部分		
図示	項番	項目名	図示	項番	項目名
A1	CD53	RTXT 整理番号	B1	CD20	RTXT 宛先郵便番号
A2	CD54	RTXT 宛名番号 1	B9	CD21	RTXT 宛先 7P1
A3	CD55	RTXT 宛名番号 2	B10	CD22	RTXT 宛先 7P2
A6	CD56	RTXT 法人番号	B11	CD23	RTXT 宛先 7P3
A4	CD57	RTXT 申告区分 1	B12	CD24	RTXT 宛先 7P4
A61	CD63	RTXT 郵便番号	B13	CD25	RTXT 宛先 7P5
A62	CD60	RTXT 所在地 9P1	B14	CD26	RTXT 宛先 7P6
A63	CD61	RTXT 所在地 9P2	B15	CD27	RTXT 宛先 7P7
A64	CD62	RTXT 所在地 9P3	B2	CD28	RTXT 宛先 9P1
A65	CD64	RTXT 名称カナ 7P	B3	CD29	RTXT 宛先 9P2
A66	CD65	RTXT 名称カナ 9P	B4	CD30	RTXT 宛先 9P3
A67	CD66	RTXT 名称 9P1	B5	CD31	RTXT 宛先 9P4
A68	CD67	RTXT 名称 9P2	B6	CD32	RTXT 宛先 9P5
A69	CD68	RTXT 名称 9P3	B7	CD33	RTXT 宛先 9P6
A70	CD72	RTXT 本店郵便番号	B8	CD34	RTXT 宛先 9P7
A71	CD69	RTXT 本店所在地 9P1	B16	CD35	RTXT バーコード
A72	CD70	RTXT 本店所在地 9P2	B17	CD36	RTXT 連番
A73	CD71	RTXT 本店所在地 9P3	B18	CD37	RTXT 範囲見出
A74	CD73	RTXT 本店名称カナ 7P	B19	CD38	RTXT 発行番号
A75	CD74	RTXT 本店名称カナ 9P	B20	CD39	RTXT 納付郵便番号
A76	CD75	RTXT 本店名称 9P1	B21	CD40	RTXT 納付所在地 1
A77	CD76	RTXT 本店名称 9P2	B22	CD41	RTXT 納付所在地 2
A78	CD77	RTXT 本店名称 9P3	B23	CD42	RTXT 納付名称 1
A79	CD78	RTXT 申告年度	B24	CD43	RTXT 納付名称 2
A25	CD58	RTXT 申告区分 2	B25	CD44	RTXT 納付年度
		区名 (仮)	B26	CD45	RTXT 納付処理事項
		区名 (仮)	B27	CD46	RTXT 納付宛名番号
		区名 (仮)	B28	CD48	RTXT 納付事業年度自
		区名 (仮)	B29	CD49	RTXT 納付事業年度至
		区名 (仮)	B30	CD50	RTXT 納付申告選択
		区名 (仮)	B31	CD51	RTXT 納付その他申告区分
		区名 (仮)	B32	CD52	RTXT 納付納期限

④ 法人市民税納付書 上段：複写1枚目/下段：複写2枚目 ※印字あり

印刷コード 2,2,1,3,0,9		法人市民税領収証書		TE2
静岡県		XXXXXXXX999999#		TE1
浜松市		XXXXXXXX999999#		
口座番号 00890-7-960352		加入者 浜松市		
所在地及び法人名				
D01	XXX-XXXXXXXXXX			
D02	X-9pt	-----44		
D03	X-9pt	-----44		
D04	X-9pt	-----44		
D05	X-9pt	-----44		
D06	D07	D08	様	
XX	X-9pt	-----20	X-9pt	-----15
X79.79.79 から X79.79.79 まで XXXXXXXX (見込) D12				
D09	D10	納付金額		
法人税割額	01			
均等割額	02			
延滞金	03			
督促手数料	04			
合計額		05		
納期	X-7pt	-----23		
D13	領取日付印			

上記のとおり領収しました。(納税者保管)
 この納付書は、3枚1組の複写式となっており、切り離す際に注意してください。

印刷コード 2,2,1,3,0,9		法人市民税納付書	
静岡県		XXXXXXXX999999#	
浜松市		XXXXXXXX999999#	
口座番号 00890-7-960352		加入者 浜松市	
所在地及び法人名			
様			
X79.79.79 から X79.79.79 まで XXXXXXXX (見込)			
法人税割額	01		
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額		05	
納期	X-7pt	-----23	
D13	領取日付印		

- ・納付書のサイズを6.8→7.8インチに
- ・「口座番号」「加入者」MSゴシックに

④法人市民税納付書 上段：複写3枚目（表面）/下段：複写3枚目（裏面）

- ・納付書のサイズを 6.8→7.8 インチに
- ・「口座番号」「加入者」MS ゴシックに

④法人市民税納付書 データ印字出力項目

ファイル名 : a. TD ファイル仕様書 申告書 (納付書一体形式)

図示	項番	項目名
D01	AD39	RTXT 納付郵便番号
D02	AD40	RTXT 納付所在地 1
D03	AD41	RTXT 納付所在地 2
D04	AD42	RTXT 納付名称 1
D05	AD43	RTXT 納付名称 2
D06	AD44	RTXT 納付年度
D07	AD45	RTXT 納付処理事項
D08	AD46	RTXT 納付宛名番号
D09	AD48	RTXT 納付事業年度自
D10	AD49	RTXT 納付事業年度至
D11	AD50	RTXT 納付申告選択
D12	AD51	RTXT 納付その他申告区分
D13	AD52	RTXT 納付納期限

⑤ 法人市民税申告書発送用封筒



⑤法人市民税申告書発送用封筒

	<p>①4.0cm ②22.8cm ③3.5cm ④8.5cm ⑤10.5cm ⑥6.7cm</p>	
--	------------------------------------------------------------------------	--

サイズ：226mm×309mm+28mm

その他：紙窓（窓サイズ 125mm×45mm）

のり付（ベロ部分 アドヘア）（カマス貼等 問わない）

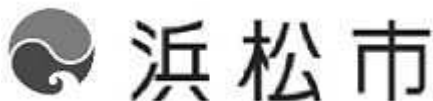
* 封筒は古紙配合率 100%再生紙（封筒に明示）

* 印刷インキは、大豆油インキ使用

紙質は 60K 以上 70K 以下の再生紙

市章はアミ 60%とアミ 80%でロゴタイプをアミ 100%とする。

（市章とロゴのバランス等及びロゴタイプは浜松市VIマニュアルによる）



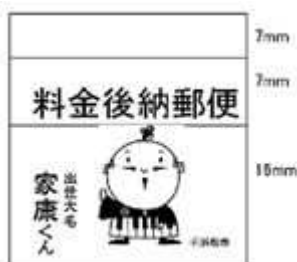
郵便の表示規制以外の字体は、浜松市VIマニュアルの新ゴ・L（ライト）とする。

左上部に料金後納表示をする。枠は 30mm×30mm とし、郵便局名は入れない。

上から 14mm、16mm のところに横線を入れて 3 分割し、上段は空欄、中段に「料金後納郵便」と明示、下段には家康くんの図、家康くん名称ロゴ、著作権表示をする。（「出世大名家康くん」デザインマニュアルおよび使用要綱による。）

“この封筒は「もえるごみ」に出さずに「雑がみ」としてリサイクルしましょう。”の一文を左下に入れる。

その他に追加する文字等がある場合は指示する。



⑥法人市民税確定・予定申告書記載例（裏面）

予定申告書記入例

納付額の欄を記入してください。

法人税の予定申告が不要の場合、法人市民税の予定申告も不要となります。

0234567890	07																	
予(30-99)99	法人税	中央区																
株式会社 高松第二商	サービス業																	
高松 次郎	高松 美子																	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(④の金額)																		
1,000,000																		
予定申告割額(①) × 前事業年度又は前連結事業年度の月数																		
1,000,000																		
この申告が修正申告である場合は既に納付した当期分の法人税割額																		
0																		
この申告により納付すべき法人税割額 ②=①-③																		
1,000,000																		
算定期間中において事務所等を有していた月数																		
10																		
この申告により納付すべき市民税割額 ⑤=② × ④																		
10,000,000																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本店</td> <td style="width: 80%;">高松市中央区元町120番地の1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支店</td> <td>高松市北区西美園1番地 ほか</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> </tr> </table>			本店	高松市中央区元町120番地の1	支店	高松市北区西美園1番地 ほか	合計											
本店	高松市中央区元町120番地の1																	
支店	高松市北区西美園1番地 ほか																	
合計																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">法人税割額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1,000,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">市民税割額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">10,000,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">均等割額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">合計割額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">11,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000,000</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10,000,000</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td style="text-align: center;">11,000,000</td> <td></td> </tr> </table>			法人税割額	1,000,000	市民税割額	10,000,000	均等割額	0	合計割額	11,000,000	1,000,000		10,000,000		0		11,000,000	
法人税割額	1,000,000	市民税割額	10,000,000	均等割額	0	合計割額	11,000,000											
1,000,000		10,000,000		0		11,000,000												

予定申告一応

前事業年度又は前連結事業年度の月数のうち、月数に端数がある場合は、1月切り上げます。当該等割の端数処理と異なりません。

※参考例
令和1年1月20日に設立
R2/1/20～R2/10/31(83ヶ月)
→10月

※は右下「指定都市に申告する場合の⑤の計算」欄の均等割額の合計額を記入して下さい。

「本店登記のみ」は、記入の必要はありません。

・申告の期間内において事務所等を有していた月数を記入し、その月数が1月に満たないときは1月としますが、端数がある場合は切り捨てます。※法人税割の端数処理と異なりません。

月数、従業員数と均等割額は必ず記入してください。

納付書記入例

0234567890	07						
法人税割額	1,000,000	市民税割額	10,000,000	均等割額	0	合計割額	11,000,000
1,000,000		10,000,000		0		11,000,000	

管理番号を必ず記入してください。

事業年度の記入と該当する申告区分に「○」を記入してください。

みなす納付の場合は申告区分「その他」に「○」を記入し、「みなす」を記入してください。

法人税割額(④の金額)、均等割額(⑥の金額)と合計額(⑦の金額)を記入してください。

先頭に「V」を付けてください。

合併して消滅した法人の場合は、消滅した法人の名称、管理番号、事業年度を記入してください。

25

⑦ 法人市民税課税標準の分割に関する明細書 (裏面)

第22号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事務所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額④」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税相当額③」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 4 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額④」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額③」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 5 「分割課税標準額」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てること。
- 6 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑤」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

⑧法人市民税均等割申告書・減免申請書記載例 (表面)

受付印		法人番号がある場合は記入してください。 法人番号 0123456789101		
浜松市事務所に又はある事業主たる所	所在地 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1	法人の所在地を記入してください。		
	名称 自治会の場合は新年度の自治会長名を記入してください。 新年度の自治会長が未選任の場合は現行の自治会長名を記入してください。 自治会以外の法人は代表者名を記入してください。			
	代表者又は管理人の氏名印 元目 太郎			
本店又は本社	所在地 (電話)	事業種目		
	名称 (フリガナ)	資本金等の額	円 十 百 千 万	
令和 8 年度 市民税の均等割申告書				
浜松市内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所	所在地 (フリガナ)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までと記入してください。		
	名称 12と記入してください。			
前年4月1日から3月31日までの間に浜松市内に事務所又は事業所を有していた期間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	同左の月数 ①	12 月	
この申告によって納付すべき市民税の均等割額	円 × $\frac{①}{12}$ ②		50,000	
所在区(中央区、浜名区、天竜区)、月数、均等割額をご記入ください。 指定都市に申告する場合の②の計算	区名	区内の主たる事務所等所在地	月数	均等割額
	中央区	浜松市中央区元目町120番地の1	12	50,000
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00
				0.00
関与税理士署名押印		(電話)		

⑧法人市民税均等割申告書・減免申請書記載例 (裏面)

記載例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までと記入してください。

様式38-7 (第3条関係)

法人市民税減免申請書

該当年度	8年度	課税標準の算定期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	減免申請税額	50,000円	内 訳				
		均等割額	50,000円	法人税割額						
		事務所又は事業所を有していた期間	年 月 日から 年 月 日まで	課税標準	円	納期限	年 月 日	期 別		円

減免を受けようとする事由

公共的な諸活動を行っている団体であり、収益事業を営んでいないため。

浜松市税条例第51条第2項の規定により、上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

申請者(納税義務者)

法人番号

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

所在地

〇〇自治会

代表者氏名

元目 太郎 志望印不要です。
053-〇〇〇-〇〇〇〇

(あて先) 浜松市長

提出日を記入してください。

法人番号が分かる場合は記入してください。

自治会の場合は新年度の自治会長名を記入してください。
新年度の自治会長が未選任の場合は、現任の自治会長名を記入してください。
自治会以外の法人は、代表者名を記載してください。

以下の書類を添付してください。

⑩市税（法人市民税）の減免申請書の提出について（依頼）

令和8年3月31日

納税義務者 様

浜松市長 中野 祐介

市税（法人市民税）の減免申請書の提出について（依頼）

日頃は、市税業務につきましてご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、法人市民税の減免の適用に関しましては、浜松市税条例第51条第2項の規定により減免申請書の提出をお願いしています。

つきましては、同封の法人市民税均等割申告書及び減免申請書に記入の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、収益事業を営む法人は、減免の適用対象とはなりません。収益事業を開始した場合は、元目分庁舎1階市民税課までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 対象 減免の対象となる法人
 - ・法人格のある自治会（認可地縁団体）
 - ・特定非営利活動法人（NPO 法人）
 - ・管理組合法人
 - ・公益財団（社団）法人
- 2 提出書類 法人市民税均等割申告書及び減免申請書
- 3 提出期限 **令和8年4月23日（木曜日）**
- 4 提出先 下記の【提出先窓口】までご提出ください。

※郵送の場合は下記の元目分庁舎1階市民税課までお送りください。

郵送による提出で控に市の受付印が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

区	地域	【提出先窓口】	
		(下記のいずれの窓口でも提出可能です)	
中央区	中地域 <small>(三方原地区を含む)</small>	元目分庁舎1階(中央区元目町120-1)	市民税課
		市役所本庁舎3階(中央区元城町103-2)	税務総務課
	東地域	東行政センター	証明・届出担当
	西地域	西行政センター 舞阪支所	証明・届出担当
	南地域	南行政センター	証明・届出担当
浜名区	北地域	北行政センター	資産税課北税務グループ
		引佐支所・三ヶ日支所	
	浜北地域	浜名区役所	区民生活課
天竜区		天竜区役所	資産税課天竜税務グループ
		春野・佐久間・水窪・龍山支所	
全区共通		・各市民サービスセンター及び協働センター内窓口（南陽協働センターを除く） ・各ふれあいセンター内窓口（二俣及び光明ふれあいセンターを除く）	

《問い合わせ・郵送先》 ご不明な点はこちらまでお問合せください。

〒430-0948

浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎1階

財務部 市民税課 法人市民税担当

Tel 053-457-2152

⑪収益事業関係書類の提出について

法人市民税確定申告時の収益事業関係書類の提出について

日頃は、市税業務につきまして、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、社会福祉法人、更生保護法人や学校法人等については、地方税法施行令第七条の四ただし書において、その所得の金額の90%以上を本来の事業に充てている場合、収益事業には含まれないものとされています。

つきましては、法人市民税の課税を判断するため、法人市民税確定申告書に下記書類を添付し、提出していただきますようお願いいたします。

1 必要となる添付書類

(1) 法人税確定申告書（税務署へ提出分）のコピー

（ア）別表一（二）・・・「確定申告書（公益法人等及び協同組合等の分）」

（イ）別表四・・・「所得の金額の計算に関する明細書」

※税務署への提出義務がない場合もあります。

（ウ）別表十四（二）・・・「寄附金の損金算入に関する明細書」

※税務署への提出義務がない場合もあります。

(2) 収益事業決算書

収支決算書等、貸借対照表や計算書類に対する注記など

(3) 社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定票

2 その他

社会福祉法人、更生保護法人や学校法人等につきましては、事業年度ごとに法人市民税の課税を判断させていただいています。

<お問い合わせ>

担当：浜松市財務部

市民税課 法人担当

電話：053-457-2152

⑫収益事業判定票 (表面)

社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定票

		法 人 名		
		事 業 年 度	年 月 日 から 年 月 日まで	
収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額		①	
	加算欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		②
		収入とされた金額で益金不 算入とされたもの	受取配当金等で益金とされなかった金額	③
			還付法人税額	④
				⑤
				⑥
				⑦
			加算欄計 (②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧
	減算欄	支出したもの の 金額で益金不 算入とされた	寄附金の損金算入限度超過額	⑨
			法人税明細書別表四において損金不算入とした法人税額	⑩
			法人税明細書別表四において損金不算入とした附帯税額	⑪
				⑫
				⑬
				⑭
	減算欄計 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮		
収益事業から生じた所得金額 (①+⑧-⑮)		⑯		
課 非 の 判 定	⑯×90/100		⑰	
	当期中において収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		⑱	
以上である場合・・・非課税				
⑱の金額が⑰の金額 未満である場合・・・課 税				
添付書類	1. 決算書 2. 法人税申告書別表一(二) 3. 法人税明細書別表四 4. 法人税明細書別表十四(二)			

⑫ 収益事業判定票 (裏面)

(記載の手引)

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人又は更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。)が地方税法施行令第七条の四ただし書の規定により法人市民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 「①」欄の金額が零以下となる場合は、「②」から「⑭」までの欄の記載は不要です。
この判定票の「課税の判定」欄の「非課税」を○でかこんでください。
- 2 「②」欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額(法人税明細書別表十四(二)の26欄<同上以外のみなし寄附金額>の金額)を記載してください。
- 3 「③」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額(法人税明細書別表四の14欄<受取配当等の益金不算入額>の金額)を記載してください。
- 4 「④」欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額(法人税明細書別表四の18欄<法人税等の中間納付額及び過徴納に係る還付金額>及び19欄<所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等>の金額)を記載してください。
- 5 「⑤」から「⑦」までの欄には「③、④」を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください。(法人税明細書別表四で減算した金額)
なお、法人税明細書別表四で減算した金額のうち損金に算入するものは含めません。
- 6 「⑧」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金(法人税明細書別表四の26欄<寄附金の損金不算入額>の金額)を記載してください。
- 7 「⑨」欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください。
(法人税明細書別表四の2欄<損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く)>及び4欄<損金経理をした納税充当金>の金額)
- 8 「⑩」欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税(利子税を除く)及び延滞税(法人税明細書別表四の5欄<損金経理をした附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金(延納分を除く)及び過怠税>の金額)を記載してください。
- 9 「⑪」から「⑬」までの欄には、「⑩、⑫、⑬」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください。(法人税明細書別表四で加算した金額)
ただし、損金経理した納税充当金のうち道府県民税および市町村民税に充てる金額、減価償却の償却超過額、各種引当金、準備金等の金額は含めません。
なお、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 10 「⑭」欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨ててください。
- 11 「⑯」欄には、「②」欄の金額を記載してください。
- 12 「添付書類」欄には、収益事業から生じた所得金額の算定に必要な書類を添付した場合に書類の名称を必ず記載してください。決算書、法人税申告書別表一(二)及び法人税明細書別表四、別表十四(二)は必ず添付してください。 **別表一**

⑬法人市民税に関する案内文（表面）

大法人のみなさまへ

エレクトックス eLTAX による電子申告が 義務化されます！！



■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人

次の内国法人が対象となります。

- ① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に
開始する事業年度から適用

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとさ
れている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）
なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国统一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

⑬法人市民税に関する案内文（裏面）

グループ通算制度の開始について（連結納税制度からの移行）

令和2年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）において連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされました。

1、グループ通算制度とは

完全支配関係にある企業グループ内の各法人の納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算制度の調整を行う制度です。

2、適用法人

国税庁長官の承認を受けた「内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人」です。

また、令和4年3月31日において連結納税制度の適用を受けている法人は、その制度に代えて通算制度の適用を受けることとなり、通算法人として申告を行うこととなります。

3、適用開始時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

グループ通算制度の詳細については国税庁のホームページ内にある「グループ通算制度の概要」または「Q&A」を参照してください。

【該当ページ】

国税庁HP/ホーム/税の情報・手続・用紙/税について調べる/税目別情報/法人税
/グループ通算制度

【法人市民税に関するお問い合わせ】

浜松市役所 財務部 市民税課 法人担当

〒430-0948

浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎1階

TEL: 053-457-2152

⑭通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書
(第二十号様式別表一) 表面

第二十号様式別表一提出用

通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書		法人番号				
		事業年度	令和	年	月	日から

1. 計算の対象となる法人の区分等

法人税における通算承認の有無	①	有(通算法人)・無(通算法人以外の法人)
通算親法人・子法人の区分	②	通算法人・通算子法人
法人の区分	③	普通法人・一般社団法人等・公益法人等(一般社団法人等以外)・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算

通算対象欠損金額		率	加算対象通算対象欠損調整額	
④	円 十億 百万 千 円		⑤	円 十億 百万 千 円
被配賦欠損金控除額		23.2又は19 100	加算対象被配賦欠損調整額	
⑥	円 十億 百万 千 円		⑦	円 十億 百万 千 円

3. 課税標準となる法人税額の計算

(使途特定金税額等)		⑧	円 十億 百万 千 円
法人税法の規定によって計算した法人税額			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		⑨	
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額	⑤+⑦	⑩	
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額		⑪	
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付額の控除額		⑫	
退職年金等積立金に係る法人税額		⑬	
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬		⑭	

通算親法人の本店所在地及び電話番号 (ふりがな)	〒 ()
通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)

**⑭通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書
(第二十号様式別表一) 裏面 記載要領**

第二十号様式別表一記載要領

1. この計算書は、通算法人（法人税法第2条第13号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第12条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第24項（令和2年改正法附則第15条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）が記載し、第29号様式の申告書に添付すること。
2. 章印の欄は記載しないこと。
3. 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第14項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
4. 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。
5. 「通算対象欠損金額」の欄は、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第321条の8第11項に規定する通算対象欠損金額をいう。）がある場合に、法人税の特則（別表7の3）の「通算対象欠損金額(D)」の欄の金額を記載すること。
6. 「加算対象通算対象欠損調整額」の欄は、「通算対象欠損金額」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第4項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第11項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月締通算の日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じて、同条第1号に規定する普通法人（税制特別措置法第47条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（税制特別措置法第47条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
7. 「税配賦欠損金控除額」の欄は、当該事業年度において生じた税配賦欠損金控除額（法第321条の8第17項に規定する税配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、法人税の特則（別表7（別表1））の「税配賦欠損金控除額(D1)」の「D」の欄の金額を記載すること。
8. 「加算対象税配賦欠損調整額」の欄は、「税配賦欠損金控除額」の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（法人税法第71条第1項（同法第72条第4項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第17項の規定を適用する場合は、同条第1項に規定する6月締通算の日）における同条第4項各号に掲げる法人の区分に応じて、同条第1号に規定する普通法人（税制特別措置法第47条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）にあっては100分の23.2を、法第321条の8第4項第1号に規定する普通法人（税制特別措置法第47条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第4項第2号に規定する協同組合等にあっては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
9. 「法人税法の規定によって計算した法人税額」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額」の欄の金額（この欄の上段に税延戻金等の支払の額の4%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記